

## 第二次新潟市下水道中期ビジョン（改訂版）検討委員会開催要綱

### （目的）

第1条 「第二次新潟市下水道中期ビジョン」の達成に向けて「第二次新潟市下水道中期ビジョン（改訂版）」を策定するにあたり、各分野の専門家や有識者等から幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換を行いながら検討することを目的として、第二次新潟市下水道中期ビジョン（改訂版）検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

### （所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）第二次新潟市下水道中期ビジョン改訂版に関すること
- （2）その他委員会が必要と認めること

### （開催期間）

第3条 委員会の開催期間は、前条に規定する所掌事務の職務が終了するまでとする。

### （委員構成）

第4条 委員会は、委員10名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）下水道事業に関し、専門知識を有する者
- （3）その他市長が必要と認める者

### （委員の任期）

第5条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の職務が終了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （守秘義務）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （座長及び座長代理）

第7条 委員会には座長及び座長代理を置き、座長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、委員会の進行を行う。
- 3 座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。

### （会議）

第8条 委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(会議の公開)

第9条 会議は原則公開とする。ただし、会議における審議の内容が、新潟市情報公開条例第6条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第10条 会議の議事録は、会議の議題又は論点ごとの審議経過を明らかにした要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定し、新潟市情報公開条例第6条各号にある非公開情報の部分を除き原則公開する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、下水道部経営企画課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月19日から施行する。